

令和 8 年度 環境省の主な補助金まとめ

｜ 省エネ・ZEB・SHIFT・ストレージパリティ など注目制度を解説

※記事内容は、記事更新日時点の情報です。最新の情報は、必ず各公式 HP をご確認ください。

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、国は GX（グリーントランスフォーメーション）の推進や省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入など、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めています。

こうした背景を踏まえて、環境省では、省エネ設備への更新や再生可能エネルギーの導入、ZEB 化など、脱炭素化につながる取組を支援する補助事業を実施しています。

そこでこの記事では、環境省を中心とした国の脱炭素関連制度のなかから、企業の設備投資等に活用できる主な補助金・交付金を紹介します。

<掲載する支援制度一覧>

制度名	補助対象となる取組	大企業の対象可否	補助率	補助上限額
省エネ・非化石転換補助金	省エネ性能が高い設備への更新・導入	可	1/5～2/3 以内 ※類型・対象設備等による	1 億円～40 億円 ※類型・対象設備等による
建築物等の ZEB 化・省 CO2 化普及加速事業	業務用建築物の ZEB 化・省 CO2 設備の導入等	可	1/6～2/3 ※構成事業による	100 万円～5 億円 ※構成事業・要件による
脱炭素技術等による	工場・事業場における省 CO2	可	1/3～3/4	200 万円～

工場・事業場の省 CO2 化加速事業 (SHIFT 事業)	化の取組			5 億円 ※構成事 業・要件によ る
業務用建築物の脱炭 素改修加速化事業 (脱炭素ビルリノベ事 業)	外皮の高断熱化および高効率 空調機器等の導入	可	1/3～1/2	10 億円 ※下限額 200 万円
ストレージパリティの達 成に向けた太陽光発 電設備等の価格低減 促進事業	オンサイト PPA 等による自家消 費型太陽光発電・蓄電池の導 入	可	補助金基 準額で算 定した額と 補助対象 経費から 算出した 額を比較 し、低い方 の額を基に して算定	2,000 万円 ～4,000 万 円 ※対象設備 による
地域脱炭素推進交 付金	地域主導の脱炭素プロジェクト 支援	可	1/3～ 2/3、定額 ※構成事 業による	10 億円～ 50 億円 ※構成事 業・要件によ る

上表内の「大企業の対象可否」とは、各制度において大企業が申請可能かどうかを示したものです。

ただし、「○」の場合でも、各制度の要件を満たす必要があり、必ず採択・交付対象となることを示すものではありません。

1. 省エネ・非化石転換補助金（省エネ補助金）

省エネ・非化石転換補助金		【国庫債務負担行為含め総額 2,450億円】 ※令和7年度補正予算案額：675億円
- エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくため、工場全体の省エネ（Ⅰ）、製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）、エネルギーマネジメントシステムの導入（Ⅳ）の4つの類型で、企業の投資を後押し。 令和7年度補正より、GXⅢ類型を創設するとともに、サプライチェーンで連携した取組等への支援を強化する。		
（Ⅰ） 工場・事業場型	- 工場・事業場全体で大幅な省エネを図る取組に対して補助 - 補助率：1/2（中小）1/3（大）等 - 補助上限額：15億円 等 ※サプライチェーン連携枠を創設	【平釜】 【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用  - 従来、平釜を個別に熱して湯を製造していたところ、連結型の立釜に更新。 - 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、事業場全体の設備・設計を見直し、3年で37.1%の省エネを実現予定。
（Ⅱ） 電化・脱炭素燃転型	- 電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器への更新を補助 - 補助率：1/2 等 - 補助上限額：3億円 等 ※水素対応設備への改造等を補助対象に追加	【キユボラ式】※コークスを使用 【誘導加熱式】※電気を使用 
（Ⅲ） 設備単位型	- リストから選択する機器への更新を補助 - 補助率：1/3 等 - 補助上限額：1億円 等 ※トップ性能枠では、新設も対象に追加（GXⅢ類型創設）	【業務用給湯器】 【高効率空調】 【産業用モータ】 
（Ⅳ） EMS型	- EMS（エネルギーマネジメントシステム）の導入を補助 - 補助率：1/2（中小）1/3（大） - 補助上限額：1億円	【見える化システムによるロス検出】 【AIによる省エネ最適運転】 

出典：令和7年度補正予算における省エネ支援パッケージ

掲載ページ：経済産業省 資源エネルギー庁 省エネ支援策パッケージについて

省エネ・非化石転換補助金（通称：省エネ補助金）とは、省エネ性能が高い設備への更新・導入を支援する制度です。

エネルギーコスト削減とカーボンニュートラルの実現に向けた取組を支援するため、次の4つの類型で構成されています。

- （Ⅰ）工場・事業場型：工場全体の省エネ
- （Ⅱ）電化・脱炭素燃転型：製造プロセスの電化・燃料転換
- （Ⅲ）設備単位型：指定設備への更新
- （Ⅳ）EMS型：エネルギーマネジメントシステムの導入

高効率な設備への更新だけでなく、工場や事業場全体のエネルギー使用量削減、燃料転換、エネルギー管理の高度化など、幅広い取組が対象となります。

なお、省エネ補助金の詳細については、以下の記事で詳しく解説しています。あわせてご覧ください。

▶【令和 8 年度版】省エネ補助金の制度概要と主な変更点

参照：[一般社団法人環境共創イニシアチブ 省エネ・非化石転換補助金 公式 HP](#)

2. 建築物等の ZEB 化・省 CO₂ 化普及加速事業

建築物等の ZEB 化・省 CO₂ 化普及加速事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和8年度予算額 6,700百万円（3,820百万円）（※3年間で総額3,000百万円の国庫債務負担）】
【令和7年度補正予算額 4,800百万円】

デコ活
くらしの中のエコなだけ



業務用建築物の ZEB 化・省 CO₂ 設備の導入等の支援により、脱炭素化と健やかで強い社会づくりを目指します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、一度建築されるとストックとして長期にわたり CO₂ 排出に影響する建築物の ZEB 化や省 CO₂ 設備の導入等を支援することで、建築物の脱炭素化を促進するとともに、ウェルビーイング／高い生活の質の実現やレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

- (1) ZEB 普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部経済産業省連携事業）
 - ① 新築建築物の ZEB 普及促進支援事業
 - ② 既存建築物の ZEB 化普及促進支援事業
 - ③ 業務用建築物ストックの省 CO₂ 改修調査支援事業
- (2) ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築 ZEB 支援事業（一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）
 - ① ライフサイクルカーボン削減型の新築 ZEB 支援事業
 - ② 低炭素型建材活用新築 ZEB 支援事業
 - ③ ZEB 化推進に係る調査・普及啓発等検討事業
- (3) 水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）
- (4) CE×CN の同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業（農林水産省連携事業）
- (5) 省 CO₂ 化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業（一部国土交通省連携事業）
 - ① 業務用施設における省 CO₂ 化・熱中症対策等支援事業
 - ② フェーズフリーの省 CO₂ 独立型施設支援事業
- (6) サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携事業）

3. 事業スキーム

- 事業形態
 - 委託先及び補助対象
 - 実施期間
- メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ



お問合せ先：環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 ほか 電話：0570-028-341

出典：[建築物等の ZEB 化・省 CO₂ 化普及加速事業](#)

掲載ページ：[環境省 地球環境・国際環境協力 令和 8 年度（2026 年度）当初予算](#)

建築物等の ZEB 化・省 CO₂ 化普及加速事業は、業務用建築物の ZEB 化・省 CO₂ 設備の導入等を支援する制度です。

ZEB 化とは、オフィスやビルなどの建物で消費する年間の一次エネルギー収支を実質ゼロにする（または大幅に削減する）ことを指します。

本事業は、建築物の新築・既存改修・省エネルギー改修など、建築分野における脱炭素化の取組を対象としています。

本事業は、次の事業で構成されており、それぞれ公募を行っています。

- ZEB 普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部経済産業省連携事業）
 - （1）新築建築物の ZEB 普及促進支援事業
 - （2）既存建築物の ZEB 化普及促進支援事業
 - （3）業務用建築物ストックの省 CO₂ 改修調査支援事業
- ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築 ZEB 支援事業（一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）
 - （1）ライフサイクルカーボン削減型の新築 ZEB 支援事業
 - （2）低炭素型建材活用新築 ZEB 支援事業
 - （3）ZEB 化推進に係る調査・普及啓発等検討事業
- 水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）
- CE×CN の同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業（農林水産省連携事業）
- 省 CO₂ 化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業（一部国土交通省連携事業）
 - （1）業務用施設における省 CO₂ 化・熱中症対策等支援事業
 - （2）フェーズフリーの省 CO₂ 独立型施設支援事業
- サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携事業）

参照：[環境省 ZEB の定義](#)

参照：[一般社団法人静岡県環境資源協会 令和 8 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金建築物等の ZEB 化・省 CO₂ 化普及加速事業](#)

参照：[公益財団法人北海道環境財団 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金](#)

3. 脱炭素技術等による工場・事業場の省 CO2 化加速事業

(SHIFT 事業)

脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）



【令和8年度予算額 5,786百万円（2,786百万円）】
【令和7年度補正予算額 3,500百万円】



環境省

中小企業等の工場・事業場への脱炭素技術等の導入促進により、CO2排出削減を図ります。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、エネルギー起源CO2排出量のより少ない設備・システムへの改修を行う事業者を支援し、積極的な省CO2化投資を後押ししてCO2排出削減を図るとともに、支援した知見を普及展開し省CO2化の浸透を図ります。

2. 事業内容

- ① 省CO2型システムへの改修支援事業（補助率：1/3、補助上限：1億円または5億円）
中小企業等におけるCO2排出量を大幅に削減する電化・燃料転換・熱回収等の取組^{※1}により、CO2排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備導入等^{※2}を行う民間事業者等を補助金で支援する（3カ年以内）。
※1 蒸気システム、空調システム、給湯システム、工業炉、CGSに関する単純な高効率化改修は補助対象外
※2 複数事業者が共同で省CO2型設備を導入する取組や既存システムへの設備追加により省CO2化を図る取組を含む
- ② DX型CO2削減対策実行支援事業（補助率：3/4、補助上限：200万円）
DXシステムを用いた中小企業等の設備運用改善による即効性のある省CO2化や運転管理データに基づく効果的な改修設計などのモデル的な取組を行う民間事業者等を補助金で支援する（2カ年以内）。
- ③ 工場・事業場の脱炭素化に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討等（委託）
効果的なCO2削減手法について、過年度事業の整理・分析・課題解決の検討等を行い、工場・事業場の脱炭素化普及促進に向けた取組を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態：①②間接補助事業（補助率：1/3、3/4）、③委託事業
- 委託先・補助対象：民間事業者・団体
- 実施期間：令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ

① 省CO2型システムへの改修支援事業



② DX型CO2削減対策実行支援事業



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

出典：[脱炭素技術等による工場・事業場の省 CO2 化加速事業（SHIFT 事業）](#)

掲載ページ：[環境省 地球環境・国際環境協力 令和8年度（2026年度）当初予算](#)

脱炭素技術等による工場・事業場の省 CO2 化加速事業（通称：SHIFT 事業）は、工場・事業場における省 CO2 化の取組を支援する制度です。

本事業は、次の2つの事業で構成されており、それぞれ公募を行っています。

- 省 CO2 型システムへの改修支援事業
- DX 型 CO2 削減対策実行支援事業

省 CO2 型システムへの改修支援事業では、電化・燃料転換・熱回収などによる大幅な CO2削減を伴う設備導入を対象とし、工場・事業場単位で 15%以上、または主要なシステム系統で 30%以上の CO2削減を目標とする取組を支援します。

一方、DX 型 CO2 削減対策実行支援事業では、DX システムを活用した設備運用の改善やデータに基づく改修設計など、即効性のある CO2削減につながる取組を支援します。

なお、DX 型 CO2 削減対策実行支援事業の補助対象事業者は、主に中小企業基本法第 2 条に定義される中小企業者（個人、個人事業主を除く）ですが、租税特別措置法における「みなし大企業」も申請可能です。

参照：[環境省 令和 8 年度 脱炭素技術等による工場・事業場の省 CO2 化加速事業（SHIFT 事業）の公募開始について](#)

4. 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（脱炭素ビルリノベーション）

業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（経済産業省・国土交通省連携事業）

デコ活
くらしのまごころかけ



【令和8年度予算額 4,000百万円（1,200百万円）】
（※3年間で総額10,000百万円の国庫債務負担）

業務用建築物の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

1. 事業目的

・地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、既存建築物の外皮の高断熱化や高効率空調機器等の導入を支援し、業務用建築物の脱炭素化とウェルビーイング/高い生活の質の実現を図る。
・先進的な断熱窓、断熱材や高効率な空調機器、照明器具、給湯機器の導入加速により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出低減を共に実現する。

2. 事業内容

（1）業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（新規採択分）

既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設計費・設備費・工事費への補助を行う。

- 主な要件 : 改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から40%（用途によっては30%）程度以上削減されること（※ZEB基準の水準の省エネ性能を達成）、エネルギー管理や設備の運用改善を行うこと等
- 主な対象設備 : 断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明器具、高効率給湯機器等のうち、トップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの。また、一定の要件を満たした外部の高効率熱源機器からエネルギーを融通する場合は、当該機器等も対象とする。
- 補助率 : 1/2～1/3

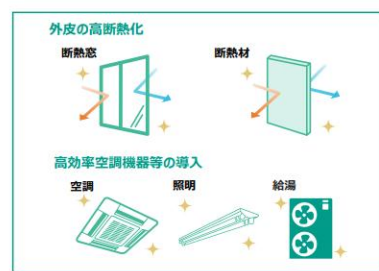
（2）業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（過年度予算からの継続案件のみ）

過年度予算からの継続案件に対する予算措置。

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業
- 補助対象：地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間：令和5年度～

4. 事業イメージ



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※ ZEB基準の水準の省エネ性能：一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。

お問合せ先：地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室 電話：0570-028-341

出典：[業務用建築物の脱炭素改修加速化事業](#)

掲載ページ：[環境省 地球環境・国際環境協力 令和 8 年度（2026 年度）当初予算](#)

業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（通称：脱炭素ビルリノベ事業）は、業務用建築物の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化および高効率空調機器等の導入を支援する制度です。

建築において「外皮」とは、室内と屋外を隔てる建物の外周部分（外壁、屋根、天井、床、窓やドアなどの開口部）を指します。

本事業では、オフィスビルや商業ビル等の既存建築物において断熱改修や高効率設備の導入を支援し、エネルギー消費量の削減やCO₂排出量の削減を図る取組を対象としています。

参照：[脱炭素ビルリノベ 2026 事業 公式 HP](#)

5. ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、
(1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）



初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

1. 事業目的

自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ※の達成を目指す。

※太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、CO₂削減に加え、停電時に電力使用を可能とし、電力系統への負荷も低減できる。蓄電池を活用することで、その効果を高めることもできる。また、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAというサービスも出てきている。これらを踏まえ、本事業では、初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じ、ストレージパリティの達成を目指す。

① ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（補助）

オンサイトPPA等による業務用施設・産業用施設等への自家消費型の太陽光発電設備及び蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う。

※蓄電池もしくは、車載型蓄電池の導入は必須。

※太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限り（ただし、戸建住宅は逆潮流可）。

② ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法調査検討事業（委託）

太陽光発電設備・蓄電池の導入加速化や、ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態：①間接補助事業（太陽光発電設備：定額、蓄電池：定額（上限：補助対象経費の1/3））
②委託事業
- 委託先及び補助対象：民間事業者・団体等
- 実施期間：令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ

オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入



太陽光発電設備・蓄電池の補助概要

	太陽光発電設備	定置用蓄電池
PPA リース	5万円/kW	補助対象経費の1/3
購入	4万円/kW	

*蓄電池併設型で自家消費型の太陽光発電設備であること
*EV・PHV（外部給電可能なものに限り）をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

お問合せ先：環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

出典：[民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業](#)

掲載ページ：[環境省 地球環境・国際環境協力 令和8年度（2026年度）当初予算](#)

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業は、自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティの達成を目指す事業です。

ストレージパリティとは、太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態を指します。

本事業では、企業の敷地内に発電事業者（第三者）が太陽光発電設備などの再エネ設備を無償で設置し、そこで発電された電気を企業が直接購入するオンサイト PPA 等を活用し、業務用施設・産業用施設等への自家消費型の太陽光発電設備および蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入を支援します。

参照：[一般財団法人環境イノベーション情報機構 令和 7 年度補正予算の公募のお知らせ ※1 次公募終了済み](#)

6. 地域脱炭素推進交付金

地域脱炭素推進交付金 事業内容

（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金）

① 脱炭素先行地域づくり事業	交付要件：脱炭素先行地域に選定されていること等（一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等）。 対象事業：地域と暮らしに密接に関わる民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について2030年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地域として、環境省が選定した地域において、当該実現のための取組に対し支援する。 交付率：原則2/3 事業期間：概ね5年程度
② 重点対策加速化事業	交付要件：再エネ発電設備を一定以上導入すること等（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上）。 対象事業：地域共生・地域裨益型再エネの導入や住宅の省エネ性能の向上などの脱炭素の基盤となる重点対策について、交付金により行われる加速的な取組に対し支援する。 交付率：2/3～1/3、定額 事業期間：概ね5年程度
③ 民間裨益型自営線マイクログリッド等事業（GX）	交付要件：一定の民間裨益が見込まれること等。 対象事業：官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッド等を構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。 交付率：原則2/3 事業期間：概ね5年程度



出典：[地域脱炭素推進交付金](#)

掲載ページ：[環境省 地球環境・国際環境協力 令和 8 年度（2026 年度）当初予算](#)

地域脱炭素推進交付金は、地方公共団体が民間事業者等と連携して進める地域主導の脱炭素の取組を支援するため、環境省が交付する制度です。

本交付金は、次の 2 つの交付金で構成されています。

- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金
- 特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

本制度では、地方公共団体に対して交付金を交付し、地域における脱炭素プロジェクトの形成や実装を支援します。

その後、各自治体が公募を行い、民間事業者や個人に対して補助を行います。

民間事業者等は、地方公共団体と連携することで、再生可能エネルギー設備の導入や省エネルギー改修など、地域の脱炭素プロジェクトに参画できる場合があります。

また、交付金の対象となる主な事業として、次の事業があります。

- 脱炭素先行地域づくり事業
- 重点対策加速化事業
- 民間裨益型自営線マイクログリッド等事業（GX）

参照：[重点対策加速化事業 公式 HP](#)

各制度の直近公募スケジュール

本記事で紹介した各制度の今後の直近公募スケジュールは、次のとおりです。既に直近の公募が終了している場合でも、次回公募が予定されている場合もあります。ただし、詳細スケジュールは未定です。

制度名	公募スケジュール
省エネ・非化石転換補助金	令和 8 年 6 月 1 日～令和 8 年 7 月 9 日
建築物等の ZEB 化・省 CO2	令和 8 年 5 月 1 日～令和 8 年 10 月 22 日

化普及加速事業	※上記期間のうち、構成事業によって申請期間が異なるため、申請時は各事業の公募情報をご確認ください。
脱炭素技術等による工場・事業場の省 CO2 化加速事業（SHIFT 事業）	令和 8 年 6 月 12 日～令和 8 年 8 月 26 日
業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（脱炭素ビルリノベ事業）	令和 8 年 6 月 4 日～令和 8 年 11 月 30 日
ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業	令和 8 年 4 月 9 日～令和 8 年 5 月 15 日 ※次回、令和 8 年 7 月上旬の開始を予定しています。
地域脱炭素推進交付金	環境省による自治体向けの新規公募は終了しており、令和 8 年度における新規募集の予定はありません。 なお、事業や自治体ごとに実施内容や募集時期が異なるため、申請にあたっては各事業・自治体の公募情報を確認してください。

まとめ

この記事では、環境省が主管する制度のなかから、企業の脱炭素化に向けた設備投資に活用できる主な補助金・交付金を紹介しました。

各制度は目的や対象事業、支援内容が異なるため、自社の取組内容や導入する設備等に応じて、申請をご検討ください。

令和 8 年 6 月 26 日 作成：株式会社 Stayway